

## 茨木市放課後子ども教室推進事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、放課後や週末等に、地域住民の参画・協力を得て、小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもたちの居場所を設ける事業（以下「放課後子ども教室推進事業」という。）を実施することにより、子どもの体験・交流活動等の活性化を図り、地域社会全体で子どもの創造性、自主性、協調性を養い、豊かな成長を育むコミュニティづくりを推進することを目的とする。

### (実施主体)

第2 放課後子ども教室推進事業の実施主体は、茨木市教育委員会とする。

2 前項の規定にかかわらず、茨木市教育委員会は、放課後子ども教室推進事業の全部又は一部を、各小学校区を単位として設置された小学校区放課後子ども教室実行委員会（以下「校区実行委員会」という。）に委託することができる。

### (事業の連携)

第3 放課後子ども教室推進事業の実施に当たっては、当該小学校内に開設している茨木市学童保育室条例（平成26年茨木市条例第30号）に定める学童保育室と連携するものとする。

### (事業内容)

第4 放課後子ども教室推進事業の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 放課後や週末等に、参加する子どもが、自由に遊べる場を設けるとともに、スポーツ、文化活動、体験活動、学習活動その他地域住民との交流活動等の諸活動を行うこと。
- (2) 国語・算数の教科学習を中心とした放課後の学習機会を提供すること。（以下、「まなび舎Kids」という。）
- (3) その他放課後子ども教室推進事業の目的を達成するために必要なこと。

### (対象者)

第5 放課後子ども教室推進事業の対象者は、当該小学校区に在住する小学校1年生から6年生までの児童とする。

### (事業への参加)

第6 放課後子ども教室推進事業に参加を希望する児童の保護者は、校区実行委員会へ参加申込書を提出し、登録するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学童保育室に入室した者は、校区実行委員会に登録したものとみなし、校区実行委員会が別に定める所定の手続を経て、活動に参加することができる。

(実施場所)

第7 放課後子ども教室推進事業は、小学校の余裕教室をはじめ、運動場や屋内運動場などの学校の諸施設を学校教育に支障のない範囲で活用して実施するものとする。ただし、当該校区実行委員会で必要と認めた場合は、当該小校区内の公民館等、その他の施設等で実施することができる。

(実施日及び活動時間等)

第8 放課後子ども教室推進事業の実施日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く年間250日程度とする。

2 「まなび舎Kids」は、週2回程度実施するものとし、前項の実施日との重複も可能とする。

3 活動時間は、原則として、授業のある日は午後2時から午後5時までとし、授業のない日は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

4 放課後子ども教室推進事業の実施日及び活動時間は、前2項に規定する範囲において、校区実行委員会が決定する。

(スタッフの配置)

第9 放課後子ども教室推進事業の実施に当たっては、次に掲げる者(第12において「スタッフ」という。)を配置する。

- (1) 地域学校協働活動推進員
- (2) コーディネーター
- (3) 安全管理員
- (4) 地域ボランティア
- (5) 学習支援アドバイザー
- (6) その他校区実行委員会で定める者

(コーディネーターの役割)

第10 コーディネーターは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学童保育室との調整に関する事。
- (2) 保護者等に対する参加・協力の呼びかけに関する事。
- (3) 学校や関係機関・団体等との連絡調整に関する事。
- (4) 活動プログラムの企画・策定に関する事。
- (5) その他放課後子ども教室推進事業の実施に関し、必要な事項に関する事。

2 コーディネーターは、教育委員会が委嘱する。

(安全管理員等の役割)

第11 安全管理員等の役割は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 安全管理員 主に子どもの安全確保、活動の支援を行うこと。

- (2) 地域ボランティア 主に子どもの活動の支援、見守りを行うこと。
- (3) 学習支援アドバイザー 「まなび舎Kids」において子どもの学習活動を支援すること。

(スタッフの守秘義務等)

第12 スタッフは、次に掲げることを順守しなければならない。

- (1) 活動上知り得た秘密を漏らさないこと。その役割を退いた後も、同様とする。
- (2) 活動上知り得た情報を利用して、政治、宗教、営利等を目的とする行為を行わないこと。
- (3) 信用を失墜する行為をしないこと。
- (4) 子どもの権利に十分留意し、活動を通じて子どもの健やかな育成と安全・安心な居場所づくりに寄与するように努めること。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、放課後子ども教室推進事業について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。